

流山市市民参加条例第8回検討委員会会議録

日 時：平成22年6月19日（土）

午後7時から9時まで

場 所：市役所 303会議室

出席委員

伊藤委員、梅谷委員、狼委員、越智委員、片岡委員、金田委員
管原委員、田口委員、内藤委員、野路委員

市民参加条例検討委員会アドバイザー

関谷 昇 先生（千葉大学法経学部 准教授）

傍聴者

3人

事務局

倉田市民生活部長、兼子コミュニティ課長、高橋課長補佐、
須郷係長

議 題

- (1) 両部会からの報告
- (2) 全体に関わる論点について

議事内容

（事務局・高橋）

皆様こんばんは。ただいまから、流山市市民参加条例第8回検討委員会を開催いたします。それでは、委員長よろしくお願いいたします。

（委員長）

それでは、傍聴のお申出がお三方からありますので、許可したいと

思います。本日の出席ですが、流山市市民参加条例検討委員会要綱第6条の規定に基づき、今日は10人中9人ということで半数以上の出席がございまして、会議は成立していることを報告いたします。

では最初の議題は、行政・議会部会、コミュニティ部会からの報告ということで、今日はコミュニティ部会のC部会長からまず報告をお願いしたいと思います。

(C委員)

ちょっと今日は私、私用というか今母親が点滴中なものですから、8時半くらいにちょっと失礼しなければいけないので、申しわけないのですが早く帰ります。部会報告3ということで、1番目に第5～7回の、どんな資料を配ってどんなことをやったかというのを、結論的には3.「部会中間報告」というのをやっていますので、それに向けていろいろその議論したということでございます。

この部会報告、6月14日の第7回にお示ししましたもので、ちょっと重複しているものとかいろいろあって、残して出してというか、結論的には大分直してしまったので、皆さんにちょっと無断でやったところも、申しわけないのですが、まだちょっと合格点にはほど遠いかなと思いつつ書いていますので。まだ6月28日に部会がもう1回ありますので、それで見まして何とか6月30日には出したいな、ということでございます。

3.「部会中間報告」、これは全部やっているとあれなのですがけれども。ポイントだけ示しますと、一応構成は、5月27日に部会長と委員長との会議で、ちょっとここに資料をお持ちしていますけれども、こういう条例の構成案でいきましょうということで、これに対してどの部会がメインになって検討するか。一応、行政部会とコミュニティ部会で分担していますけれども、それ以外のところは全体部会というか委員長、副委員長でやっていただけるとのことだったので、今日出てくるのかどうかは知りませんが、期待していますけれども。その構成に則って、一応3.「部会中間報告」ということで、ずらっと並べてあります。

部会では、コミュニティ参加の参加しやすい環境づくりということを重点的に入れてほしいですね、ということで書いてあるのですが、

まあぐたらぐたらたくさん書いてあるのですけれども、これが全部入るわけでもありませんし、この中から当然条例に折り込むと。もし折り込むとなれば、まあそういう形でピックアップして出されるのか。場合によっては規則のほうに織り込むとか、施行規則のほうに織り込むとかは、そういう仕分けはあるかもしれませんが、とりあえず部会で出たものをそのまま書きます。

基本的に、前回まで、コミュニティ参加を市民参加に加えるかどうかとか、いろいろ議論をされたのですけれども。一応、行政参加、議会参加、それからいわゆる自治会等の地縁組織によるコミュニティ活動ですね。それからNPO等の市民活動団体が行ういわゆるテーマ型のコミュニティ活動。その4つに市民参加、まあカテゴライズしてはいけないよと関谷先生から釘をさされているのですけれども、一応ちょっと頭の中でわかりやすくするために。そういうことで4つのカテゴリーが全部、一応今回入るのだということは僕らの中で一応決まったのかなと。

その中で、行政参加と議会参加は行政部会で決めていただくということになっていますし、それ以外の、いわゆる地縁コミュニティとか、NPOの活動に対する市民参加、というようなところが我々の範囲かなと考えています。一応こんなイメージ像をつくってきてはいるのですけれども。

一応こういう市政参加、議会と行政に対する市政参加があって、その下に各々コミュニティ参加というのは市内にいくつもあるだろうと。そうすると、市政参加とコミュニティ参加の間にちょうど協働が入ってくる。一応この前の5月27日の会議では、協働を承諾するということになっていますけれども。そこら辺は、今後どうするかという議論があると思います。こういうことを念頭に置いて、この部会の中間報告というのをいたします。

前文は一応、コミュニティ参加に関する部分を、文章を入れてほしいなど。最終的には、「市民自治によるまちづくりや将来の自治体内分権につながると信じる」と書いてありますが、これは文章的には検討頂いて。全体的なことは、これはちょっとせん越なことをちょっとカッコして全体として入れてあるのがあります。

(2) 総則①目的。目的としては、「コミュニティ活動への市民参

加の推進に関して、活動に係るものの役割及び責任を明らかにし、基本事項を定め、その推進を図る」というのがこの市民参加条例の目標であるということで、その中に、コミュニティに関する文を入れてください、と。

「市民参加」の言葉の定義はどうするかということで、市民参加条例なので「市民参加」というのをつくったほうがいいのではないですか、ということが提案です。そこにありますように、自治基本条例の「参加と協働」の部分と、コミュニティ活動の部分とを全部合わせるような文章になっています。

コミュニティ活動についても定義しなければいけないだろうということで、一応ここの定義は、関谷先生の「主体と場が織り成す多様な空間」というのをキーワードにして、ちょっとその線をくっつけたというようなことで、一応地縁コミュニティとテーマコミュニティというふうに分けています。「市民等とは 流山市自治基本条例の定義に従う」という形で。

次の、2枚目の協働の定義にいけます。③「基本理念」は、一応コミュニティに関してはそういう文章を入れてもらったと。「市民参加の権利を有する」というのは、一応「市民参加」というきちんとした言葉で「権利」というのを入れたほうがいいのかなということで入れました。全体の言葉として入れたほうがいいのかなと。

④行政の役割というのは、コミュニティに関する部分はこういう文章を入れます。

⑤「議会の基本姿勢」は、対象外ということです。

⑥「市民等の基本姿勢」は、一応「コミュニティ活動のために可能な限り時間を生み出し、自らが有する経験、知識、技術、能力等を使用し、自主的に自立的に、自らの意見と行動に責任を持ち、地域、市全体の利益を考慮しながら、より良いまちづくりのための活動に積極的に参加するよう務める。実践から学び、自らを高めていく努力を継続するよう務める。」、そのような文章ですね。

これは、ちょっと総則に入れるかどうかですけども、これは「情報共有」というのが市民参加の一番ベースとなる重要な部分だと思ひまして、あえてここに項目を入れています。ここら辺が、場合によっては「情報共有」というものと「環境づくり」というのを前に出すと

かですね、ということは議論があるところですがけれども、一応コミュニティについては以上です。

(3) 「市政への市民参加」は、こちらの対象外。

(4) 「コミュニティ活動への市民参加」で、一応(4-1)趣旨、基本原則ですね。これはちょっと上のほうと似たような文章なのですがけれども、市民参加の第一歩ということと、「その参加にあたっては、自らが責任持って発言し実践していただくだけでなく、できるだけ多くの」、要するに自分が参加するだけではなくて、周りの人が参加できるような環境づくりも、そういうことにも務めましょうという内容なのですね。③は、成長してくださいという意味です。

(4-2) 「参加の対象」、ここら辺がちょっと、私たちもいろいろ考えているのですけれども。一応、地域課題解決ということにしようかという考えもあったのですけれども、親睦・交流とかいろんなことだったり、いろんな公共的な課題の解決に結びつく。

それから②の「経済活動」、ここに「公共活動創出の観点から」と書いてあります。ですからこういうことにして、名前はちょっと先生のアドバイスなどをいただいて入れています。

③、一応政治とか宗教活動は非対象にするという、まあ対象、非対象の問題で分けてあります。

(4-3) 「参加の方法」、これはできるだけ日常生活の行動を使って参加していくようにすることが、参加者主体かなということを行っています。③として方法を具体的に書けるとなると、とりあえずこんなものかなということで、いろいろ、問題発見の段階とか、計画、決定、実行、評価、そういうふうに分けています。④、⑤は、一応参加の仕組みとして考えています。

次が(4-4)「推進のための環境づくり」、これは、人、物、金、情報、システムという形で書いてあります。ですから実際の条例はこういうふうに分けるのではなくて、恐らくここら辺からピックアップして重要なものを入れてくる、入れるとしたら入れるのかなど。ということで、①としては人材育成。それから②としては場をつくる、③としては財政、④は情報の公開・共有、⑤として「全市推進支援組織を置くことができる」とかですね。それから⑥行政の支援。⑦として「地域まちづくり協議会を置くことができる」。⑧が評価としてこん

な評価で、やる気を起こさせるようにしましょう、ということが書いてあります。

(5) 「協働」については、我々のところの範囲からはちょっと若干逸脱する部分があるのかもしれませんが。一応基本原則は、これは流山市の「市民と行政の協働まちづくりのための指針」というのがありました。そこのやつを①から⑤まで。一応あそこには何らかの原則が書いてあるのです。ちょっと私なりに解釈して、少し柔らかい言葉にしたのが、カッコで書いてある言葉です。

それ以外にちょっとあそこで抜けているのは、説明責任を果たすとか、それぞれが自覚と責任を持ちながら協力し連携する、というようなところがあるのかなということ。これはちょっと部会よりも全体会で考える問題かなと思ひまして、ちょっと参考までに。

それから(5-2)協働の問題、①「市政における協働」は、一応行政部会の方で。②「コミュニティ活動」のほうは、要するにコミュニティの活動でいろいろ問題を発見して、計画を立ててやっていくときに、行政や議会とも協働してやっていいですよということ。一応それなりの総合計画とか個別計画にちゃんと反映して。往々にして、協働というと協働の窓口部署が担当して、なかなかほかの部署がその気になってやらない、というのがあのかなということ。実行する責務があると。

一応、主体はやはりコミュニティ側にあるということで、市から提案されたのもちゃんと自分たちで自立的に判断しましょうと。

その次が、地域でのコミュニティ活動において、いろいろな団体間の協働をちゃんとやっていきましょうと。それから、コミュニティ間の協働もしましょうということ。

(5-3)としては、環境づくり。これは、さっきの指針に書いてあるようなことを、そのまま書いてあります。これは全体的なマターなので。

(6)は、当然市民参加の推進のために推進組織があるのでしょうし、評価委員会というのは私は別につくったほうがいいのかなということ。あえて分けてあります。それから市民参加の推進だけではなくて、いわゆる行政評価、そういう専門の評価委員会というのが別にあるのかなということから、あくまでも参考です。それを市民参加条

例の中に入れたらどうかと。

あとは（7）雑則・附則、これは色々考えても議会や何かの問題かなと思いますけれども。以上です。

（委員長）

これは、コミュニティ部会のほうから、この全体会議のところで個々について話し合いたいと。今その中にも、どちらかなというあれはありましたけれども。この場で……

（C委員）

今後の進め方としては、まず全体の構成がこんなものでいいのかというのが、本当はここではっきりさせておかないと。やはりせっかくつくったけど、これではだめだよと言われてもあれなので。この前の5月27日も、委員長・部会長会議では、今日はこれでやりましょうかということだったので、期待はしているのですけれども。

（委員長）

Cさんがつくられたこれは、コミュニティの皆さんは……

（C委員）

コミュニティ部会には、皆さんにはお渡ししていますけれども、行政部会は知りません。ただ、Eさんはこれを考慮してやられたのかどうかかわからないので。

（E委員）

うちのほうからも、ちょっと提案があります。今の件で、ここから先は進め方をよほど濃密にやっていないと、研究していかないと。何か、我々が検討しているのもやはり全体でのかかわりとか、そちらとのかかわりとかが結構出てくるのです。一方的にこっちだと決めてしまうわけにもいかないなので、僕はやはり、かなりすり合せをしていかないといけないのかなと。

（委員長）

それでは続いて、Eさんのほうから報告をいただきますよう。

(E委員)

うちのほうはちょっとコミュニティ部会からみると、ちょっと遅れ気味なのですが、それでも一応過去3回、今回3回目の報告になるのですが。ちょっとお手元にドロップしてありますが。1.「条例の骨子について」ということですね、これも、進めていくと全体の構成は、この間にCさんが出していた、落とされていたものがこういうのがあるのですが。その前に、大きな骨組みといいますか、骨子のイメージをちょっと検討していくと、いろいろと出てくるのですよね。したところが、下のほうから、宗像市と境港市のものが非常に、我々が今まで過去何回かディスカッションしているものを集約する、こんな感じなのではないかという提案をいただきまして。これを見ると、よく似ているのですよね、我々がディスカッションで感じたことが。

宗像市は3つの柱と題して、①市民参加、②協働、③コミュニティ活動の推進、こうあるのですね。これが宗像市のパンフレットで。そういう形で見えていくと、左側から、市民参加、協働、コミュニティ活動の推進、こういう三本柱がすべて収まっている。すごくわかりやすい。我々も、うちの場合はまさにもう協働ということに力を入れていますので、ですからコミュニティのはコミュニティ活動の推進によく似ている。

境港市は、それと同じようなことなのですが、そのほかに、市民参加と協働というのは同じなのですが、そのほかに、まあ順序はちょっとちがいますが、環境づくり的な促進という言葉で、これを推進していくための施策みたいなことで、条項を入れたらいいのではないかという、環境づくり。我々は環境づくりと言ってきましたが、そんなことが入っていました。それから、それを支援していくための行政の施策みたいなことも入っていました。それから、市民活動の実施をきちんと担保していくための条文みたいなものも入っていましたね。

こんなことで、この2つが非常によく似ているし、我々の考え方と一致している点が多々あるので。この両市をミックスしたような骨子をちょっとイメージしながら、以下進んでいこうか、みたいな話もあ

ったのですね。従って、だけどもそれは我々が一方的に決められることではなくて、コミュニティ部会と全体を見ながらで、果たしてこういう考え方で、例えばわかりやすく言えば宗像市みたいに、市民参加、協働、コミュニティ活動の推進の中に、いろいろなものを考案していくというようなまとめを、これを案として、この三本柱みたいなことでまとめをやってみようとかいうことで。私のほうから問題提起かたがた、ついこの間16日に話し合ったところで、こういうことが出てきているので。今後の、先ほど申し上げましたように、以降の進め方にも大きな影響が出てくるので、まとめ方にも結構影響が出てくるので。この辺を先生からもアドバイスをいただきながら、全体会議でひとつ決めていただきたいと思います。

2番目は全体の構成の問題ですが、構成のもとになるといいますか、これだけの細かい、一番、幹と枝と葉っぱとすれば、葉っぱがこれだけ具体的に出てきているのですね。幹の部分は体制づくりということで、環境づくりとか参加の主体とか参加の方法とか参加の仕組みとか、議会もあるけれども、いろいろなことを。その真ん中にちょっと、幹と葉っぱの真ん中に、枝みたいなものが必要なのではないかという、それを整理していくのが2番目の事項、このアイデア出しがこれなのです。それを少しグルーピングしたのがこんな感じで、お見せするほどまとまっていないのですけれども、こんなところです。

次の6月30日までに、私が宿題で少し整頓して統合して、お三方に教わりながら、整理統合をして体系化しようということです。そのときに構成が、さっきCさんが言われましたけれども、この辺をきちんと、全体会議で「こういう構成立てでいこうね」というようなことが決まらないと、なかなか全然関係ないことに時間をかけてしまって、効率が悪くなるので、その辺をまず全体会議にも決めていただきたいと思います。

それから、うちのほうでも力を入れているのは提案制度なのですが。これが果たしてどうか、今ちょっと聞いていて、行政・議会部会でやったほうがいいのか、コミュニティの、両方ともかかるにはかかるので、あるいは全体会議でとりあげてもいいのですが。とりあえず、私が前から言っているように、先生のアドバイスもあったように、実効性を担保しながら、流山市というオリジナリティが、という視点。

それからもう1つは、市民のボランティアが、協働提案というのは、

先生が言われている概念でいえば、狭い意味の協働ということ、これなのですけれども。この提案制度はいずれにしても自治基本条例14条の「提案制度」に明確に示されたことですね。それをより深化とか具体化とか、1つ掘り下げたものという形で、それを折り込みたいということ。

体系としては、政策提案制度というのと協働提案制度、2つを折り込みたい。1つの、政策提案制度のほうは、前に言っている意味は、行政の現行施策の問題点や新たな政策を提案すると。従ってこれは個人でも提案が可能だと。これもちょっと制度設計をしなくてはいけないのですが。

2番目の協働提案制度という、「協働」とちょっととりあえずで書いてありますが。ここは、先生が言われている、市民発で地域別やテーマ別の新たな課題を市民サイドから提案して、行政と共に解決しようとするもので、ここで言葉を入れれば、行政と協働してということなのでしょうけれども。例えば指定管理者制度や業務委託などは含めないと。いわゆる市民発意のもので、先生がおっしゃる指定管理者制度や業務委託などは、行政サイドからの要請があったものですから。従って、団体やNPO、例えば自治会あるいは公益市民団体等の団体が提案する、ということになります。そんなふうに考えています。

ここで、皆さん方のこの「協働」という言葉で、その概念について、既に流山市でも使っていますし、「協働」というのが広義の意味でかなり使い古されているといいますか、使われているわけですね。指定管理者制度もそうだし、業務委託もそうだし、そういうのも含めて「協働」という概念で使われている。従ってそういうイメージ、概念が出来上がってしまっているというところに、またこれ協働提案制度という、それと同じことかなというふうに誤解されますので。②の、要はこれで挙げている、我々が提案しようとしている協働提案制度というのは、市民発意の課題を行政と協働で解決する提案で、従来の概念ではなくて狭義の概念であるので、新しいネーミングを検討したい、という意見が出まして。

例えば、ここから先は私が独断で、1日、2日でちゃっちゃとひらめいたものを書いたもので、例えばこんなものだろうと。「パートナー提案制度」とか「一緒にやろう提案制度」とかですね、裏側にも一

つありますが、「市民・行政連携提案制度」とか。こんなような、狭義の意味で、まあ名が長いばかりでもっとよいネーミングを考えなくてはいけないのですが、こんなようなイメージのネーミングをつけたほうが、従来の「協働」という概念の中に取り込まれないで、新しい提案制度なのだということ。先生が言われている、地域の課題を市民自らが提案するという、それで一緒になって解決するという、まさに「協働」の名にふさわしいネーミングが必要なのだらうと、そんなことを今考えています。

それから、この両方の制度設計なのですが、政策提案制度はこれから設計しまして、6月30日に最終検討して決めたい。この協働提案制度は名前を考えるとともに、結構、制度設計のほうは80パーセントぐらい案はできておりますので、これは少し手直しが必要かなと思いますが、ほぼ出来上がっております。

政策提案のほうはもう全然連結していませんので。ちょっと宗像市のやつも市民参加がもう柱になって、政策提案というのがあるのですが、少し、えらいハードルが高過ぎるので、もっと低くしないとダメなのではないかなと。その中に、パブリックコメントとかヒアリング書の提出とか市民説明会、ワークショップとかですね、そんなようなものが市民参加の中に入っていますね。

そんなことで、ちょっと長くなりましたけれども、政策提案についてはちょっともう少し検討して、ハードルを低くして、個人でも自由に発信、提案できると、そんな政策にしていきたいかなと。一応そこまでです。

従って、今日お願いして全体会議で今後ぜひ決めたほうがいいのではないかなと思うのは、先ほど言った骨子のイメージですね、イメージ。それから構成について。それから「協働」の概念の使い分けを、そちらのほうも「協働」と使っておられますので、協働とは何ぞやというので、その辺を、概念の使い分け。広義で使う場合は協働で良いと思いますが、狭い意味で言う場合は何とするのかとかですね。あるいは何か別の名前をつけるのか、みたいなこと。ちょっとこれは一口に言ってもすべて「協働」でくくってしまうと、ちょっと我々が考えているようなこととちょっとずれてくるのではないかな、という気がしますので、その辺をちょっと全体会議で御議論をいただきたい。

以上でございます。

(委員長)

はい、わかりました。ありがとうございました。この行政・議会部会でいろんな市民参加の、現状ある、例えばパブコメとかタウンミーティングとかいろんな参加の機会があるというのは、この2.「条例に折込む事項」の(1)「アイデア出し」の中に、基準とかそういうのが入っていくと。その中の提案制度ということによろしいのですね。

今、コミュニティ部会、それから行政・議会部会から報告がありましたけれども、その中身について確認しておきたい、あるいは各部会の参加者で補足して説明したい、ということがありましたら。

(C委員)

いいですか。ちょっとEさんに聞きたいというか。宗像市と、まあ私は境港市はよく知らないのですが、これ、項目を見ていると何か参考になりそうなので、見たいなと思うのですが。宗像市は、ちょっと私が調べた範囲だと、形は、この市民参加というのは、ここで言っている市民参加は行政参加なのですね。だからここは恐らく行政参加だと思えるのですが。協働も、あそこの言っている協働は、NPOなどが主たる主体になっているから、ちょっと私の思っている協働とは違うイメージなのですね。だから、形はいいのだけれども、もうちょっと流山市なりに宗像市をアレンジしないと。

(E委員)

中身はちょっとあまり参考にならないのですが、骨子の考え方があって、こういうグルーピングの橋渡しでいいのかと、そこは参考になるのですね。中身は、境港市も、僕は基本的に賛成ではないです。宗像市もちょっとね。

(C委員)

私は最近、高崎市とか春日部市とかああいうところを少し調べて参考にはしているのですが。だから境港市はあまり調べていないので、調べさせていただきます。

それから政策提案というのは、これはかなりやはり重要視していただきたいなど。私も個人的には思っています。

(E 委員)

そうですね。だけどこれは、政策提案も、ここで言う共同提案も、市民からの提案なのですよね。だからコミュニティ部会で預かったほうがいいのかなどという気もするのですけれども。その辺の線引きというか、我々がやってもいいのかなどと迷うことも……

(C 委員)

コミュニティ部会は、どちらかというところ、個人から政策提案するという考えはないのですよね。

(D 委員)

ちょっといいですか、私が質問しようと思ったのはちょうどその点なのですけれども。個人、この政策提案ではなくて協働提案、コミュニティと行政との、その辺のところのパートナーシップのあり方がね、ここで先ほど言われた中で、ちょっと見えないのですよ。そうするとその辺が協働というところになるのかな、と私などは思っていたので。ここからは全然ちょっと、コミュニティ同士の協働はあるのだけれども、行政との協働のあり方というのが見えなかったのですよ。それが協働に当たるのかなと思ったのですが。

(C 委員)

例えばね、コミュニティの団体としては、この図を見せたほうが早いかも、例えば(5-2)②で書いてあるでしょう、②「コミュニティ活動における協働 コミュニティ活動に参加するものは、自ら発掘した課題について、極力自力解決を目指す。必要に応じて、行政や議会とも協働して、問題解決に当たる。市は、地域まちづくり協議会などが作成した「地域まちづくり計画」や課題解決計画を尊重し、(協議の上)流山市の総合計画や個別計画などに反映させ、実行する責務がある」と考える。」、責務というところが強いのだけれども。

(D 委員)

ここは、協働して参加するという感じなのですかね。

(C 委員)

だからその協働するところに参加するわけですよ、当然。

(E 委員)

このコミュニティ活動における協働というのは、前の時に議論があったかもしれませんが、公益市民団体とかNPOと、行政との連携プレー等々。それから、例えば自治会とNPOとの協働とか、というのものもあるでしょう。その2つで成り立っていると。

(C 委員)

それもあるし、それから行政と市民団体もあるし。

(E 委員)

行政と市民団体との協働と、市民団体同士の協働と。2つあるということですよ。

(C 委員)

3つある。コミュニティ間の協働。

(E 委員)

だから、行政を絡ませない協働と、行政を絡ませた協働と、2つある。そういうことですよ。

(D 委員)

そこが、先ほど質問したところが、ここのわけですね。

(C 委員)

そこに書いてあるし、前のほうにもちょっと書いておいたのだけれども。

(D 委員)

そうすると、今度はそれをもっとぐっと制度設計すると、これになるのかなというふうに。

(E 委員)

そうなってくると、今の話のようにコミュニティ間同士での協働はそちらでいいですけども。行政との協働は、市民が発意して、だからこちらとの、一方的にやっちゃっていいのかなという気持ちもあるので。

(C 委員)

こちらの気持ちはね、コミュニティで「まちづくり10年後はこうしたい」というのを自分たちでちゃんとつくって、それで自分たちができることは自分たちでやると。行政と協働でやらなければいけないところはもう行政を巻き込んで、自分たちが働きかけてやるという趣旨なのですよ、私の言っている協働は。

(D 委員)

だから、こちらのほうの協働とそんなに大差はないと思うのですが、こちらはより具体的な制度設計に入っていて、こちらは考え方だということだろうかなと。

(C 委員)

そうそう、解説文のイメージで書いていたので。

(D 委員)

そうですね。だからそのところがもう少し、要するにお互いのつくっているレベルが違うというか、こちらはもうかなり趣旨が入っていて、こちらはどちらかというところから骨子をどのようにしましょうかというところを提案しているわけですね。骨子のところで、例えば市民参加のこともちゃんと書いて、協働をちゃんと書いて、コミュニティ活動の推進の骨子をちゃんと明確にして、その中は行政部

会のほうは具体的にいろいろ積み上げたものがあるから、その大きく分けた骨子がこの4本柱か3本柱でどうでしょうか、ということをご提案して。こちらのほうは、もう実際にすごく細かく策定されているから……

(C 委員)

この構成でいいと思ってやったのです。

(D 委員)

そうすると、こちらの骨子とこの構成と、といったときに、それを比較するのはかなり…。

(C 委員)

だからそれが、6月末に出た後につき合わせしましょうということが、5月27日の段階ではそうなっている。だからその前にやったらどうかという問題ですね。

(D 委員)

今日の段階では、ちょっとこれは私はつき合わせはむしろできないかなと思うのですね、反対に。できないですよ。こちらの行政部会のほうがこの骨子に沿って、中身をこういうふうな形で一定程度こういう、ここまで条文化するのかどうかは別として、趣旨……

(C 委員)

要するに言いたいことを言ってくれというから、言いたいことを言ってます。

(D 委員)

そうすると、お互いのレベルが今は違うから、それは今は、今日は、そのところは全然無理ではないかなと私は思ったのです。

(C 委員)

それで、今日はとにかく全体の構成として、さっきEさんが言って

いるように、行政参加という大きなくくりと、協働という大きなくくりと、それからコミュニティ参加という大きなくくり、という構成にしましょうということを合意してもらえば、こちらもこれが無駄にならないよと。

(D 委員)

だって、こちらも提案したでしょう、市民参加と協働と、それはそれでね。

(E 委員)

ごめんなさい、宗像市の①は、市民参加ではなくて市民参画なのです。

(C 委員)

だけど、中身は行政参加なのです。

(D 委員)

そうそう、だからそういう大きな骨子のところはお互いに確認し合ったら、それはもうちょっとこちらも検討できると。

(E 委員)

これは、あとでこういうパンフレットをつくる时候にも、これは非常にわかりやすいですよ、宗像市のやつは。整理の仕方としては、非常にこれは概念的にもわかりやすい。だからあとはもうたたき台にするにしても、わかりやすいということはその条例に絶対なものだから。

(D 委員)

でもこれはこちらのほうから持ってきていただいたものだから、もちろんコミュニティ部会はもう皆さん、よく御存知だと。

(C 委員)

前々からは調べていたのですけれども。ちょっと細かく見るとやはりね……

(D 委員)

それはそれで後発隊だから、いろんな議論すればいいわけですし。

(E 委員)

中身はともかく、骨子としてのまとめ方として、総論として、この市民参画と協働とコミュニティ活動の推進みたいなくくりで、どうでしょうかと。そうすると、我々も作業がしやすいし。

(C 委員)

そうですね、それでよければそれで。全然構わないです。

(D 委員)

境港市は、この中に大体大きくくくったら入るのですよね。それともう、ある程度細かくしているから、整理するときこういうふうに整理して、なおかつ……

(E 委員)

大きな幹だと 3 個ですよ。

(C 委員)

ほかの面で言うと、私がこんなことを言うのは失礼なのだけれども、この条例を見ると、審議会のことはどうだとかパブコメはどうだとか、結構くわしく書いてあるでしょう。それぐらいくわしく書くつもりなのかどうか。

(E 委員)

それはもう、既にやっているものは、それは事務局にお任せして、我々は項目だけ書けばいいのかなと。

(D 委員)

でもね、だからその辺の関係性がわからないのです。

(E 委員)

パブコメもね、従来型のパブコメではないパブコメもあるからね。

(D 委員)

ちょっとね、修正版のパブコメというのもしたいなというのものもあるので。例えば、ちょっと質問なのですからいいですか。例えば審議会というのはもう、審議会の会議公開条例、会議なんか条例がありますよね。それで、パブコメはパブコメの要綱があるわけですよね。そういうものを扱うときに、例えばパブコメだったら修正するというような形があるけど、もしかして審議会の会議公開条例がそれがそのままよければ、それに則ってやるのか。例えばそういうのは、市民参加条例とその条例との関係性というのは、前から質問しているのですけれども、それはどういうふうを書くのかなと思っているのですよ。

(C 委員)

パブコメは条例ですか。

(D 委員)

要綱、パブコメは要綱なのですからね。審議会は条例。

(C 委員)

今ね、要綱を条例化しろという流れなんだから、やるべきだと思いますけれども。

(D 委員)

例えば、パブコメ、要綱の場合がいいのですけれども、会議公開条例というのが、審議会の条例がもう完全に条例としてあるわけですよね。それで市民参加条例のときに、そこに何か書いてしまうと、何か屋上屋になるのかなと思ったり。それはどういう扱いに、考え方にしていけばいいのか、私はちょっと、こちらでももちろん審議会との市民参加が一番のお墨付きみたいなものだから、それに触れないわけにはいかないだろうと思ったら、その条例との関係性というのはどういうふうに整理していったらいいのですか。

(E 委員)

それについてはね、市民参加の方法の中に、審議会というのがあると。それはどこの自治体のにも書いてあると。当然、入れていいと思うのですけれども。そうするとその審議会というのは、従来の今決められている審議会条例か何かは知らないけれども、その縛られている条例のままをやらなくてはいけないのか、あるいはそこを手直しをしてもいいのか。あるいはどちらが上位条例なのか、みたいな関係はどうなのでしょうと、そういうことでしょう。

(D 委員)

それだけではないのですけれども、まあ……

(委員長)

とりあえず今の質問についてお答えはいただけますか。

(兼子コミュニティ課長)

はい。附属機関に関しては、上位法で地方自治法というのがあります。そのこの位置づけで、条例に位置づけしているのですけれども。その附属機関も国で、というかある程度設置義務の附属機関というものもありますね。あと当然、任意といいますか市のほうで置くというものもあります。ですから一律にそれを、何といいますか、当然国で決まったものはもう、委員のメンバーから何かもうある程度固定されているか、という形のものもありますし。今、市のほうでの附属機関というのは、仮に女性の委員をふやしなさいよとか、という形の指針みたいな形で。

(D 委員)

条例になっているのではないのですか。

(兼子コミュニティ課長)

いや、条例にはなっていないです。あくまでも指針だと思います。

(D 委員)

ああ、では指針だったら問題ないです。条例かなど、会議公開条例になっていると、ちらっと聞いたのだけれども。

(兼子コミュニティ課長)

女性の委員についてですか。

(D 委員)

女性の委員ではなくて。すみません、会議公開条例の中でそこに、女性の委員が30パーセントとか、兼職を禁ずるとか、そういうのが全部条文として入っていますよね。条例の中に入っていると思うのですけれどもね、30パーセントを目指すとか、女性をできるだけ多くするとか、兼職は禁ずるとか、そういう形というのは会議公開条例で指針ですか。これだけ聞いたら条例だというふうに。

(倉田市民生活部長)

ちょっとそれは調べさせてください。

(委員長)

個々の問題よりは、例えば先に条例があって、それと違う新たな条例をやはり我々はつくりたいとなったときに、どうなのでしょうかとのことですね。

(D 委員)

中身的に、例えばそれが良ければ、中身的に違わないかもしれないのですよね、会議公開条例の場合は。そうすると、それにそのままポコンとこう、「審議会とは云々」と書くのか、もうそれはポーンと省いてしまうのか。

改善の余地があるとかないとか以前に、それがそのままよければそのままでもいいのだけれども、もう既に条例があるから、例えばこっこの市民参加条例の中で「審議会とは云々」と触れる必要もないのかなと。

(委員長)

関谷先生、市民参加条例とか協働条例とか、ほかの地域でそういう問題があった場合に、どういうふうな判断というか。

(関谷先生)

それは本当にケースバイケースですけれどもね。既存のものにどういふものがあるのかということで、基本的には自治基本条例に照らし合わせた考えが一番いいと思うのですけれども。

(C委員)

今の問題は、要するに参加条例に附記を書いておいて、「別条例を参照」と書くとかね。「詳細はこの条例で定めています」という。

(E委員)

それでその中身について異議がある場合は、これとは別個に、機会に、別の角度から検討すると。ここで取り上げるべき問題ではないのではないかと。

(D委員)

そこをずっとお伺いしているのだから。だからそのところをはっきりしてくれれば、それはそれで整理がつくなと思うのだけれども。例えば、まあパブコメの場合は要綱だからそれを条例化するという、内容はともかく具体化していくという必要はありますから、それはそれでいいと思いますけれども。

(C委員)

コミュニティもね、あまり細かいのは入れられないから、そこは細かいところは別条例でとなるかもしれないですよ、場合によっては。別条例をつくりなさいとか。

(D委員)

ああ、それはそれでいいのですよ。今既にあるやつは、そしたら別条例にあるというふうを書くのかな。

(C 委員)

使えればね。使えれば、あえてそれを全部また入れたら、膨大な条例になったら……

(兼子コミュニティ課長)

Dさんの話のところは、ちょっと法規担当と我々と協議させてください。難しいと思うのですよ、やはり今もう既存のものがあって、また同じものが出てきてしまっていて、ではどちらが優先なのという、おかしくなってしまっているがあるので。

(D 委員)

ではそれはちょっと調べていただいて。

(E 委員)

とりあえずはここでは、今の審議会にも触れて、示された方法の1つとして、ワンオブゼムとしてあるよと。そのぐらいは入れてもいい。

(C 委員)

それと同じ問題を質問したかったのは、市民投票条例を入れるのか。だからそれをまた入れてしまうとこんなになってしまうから、1行だけ入れておいて、「別条例でやりますよ」と書くのかね。

(D 委員)

でもそれはもう自治基本条例の中で、既に「市民投票条例は別条例として定める」と書いてあるから。

(C 委員)

それは書いてあるのだけれども、市民参加の中の方法としてこれもありますよと書いておいたほうが、やはり市民参加の全体がわかるという意味でね。

(J 委員)

ちょっと話が局部的な話になってきて、全体の流れという位置づけの問題がどうかと論議されているように聞こえるのですけれども。ちょっと、あまり専門的に深堀されてしまうと、ここでもって両部会から出されたことに対して、この場でもって考えていかなければいけないことは何かということについては、Cさんが出されている案として。

我々のほうは正直そこまでもまだ、考え方というか構築というのは至っていないところがあるわけですよ。これは30日にやろうと言っていますから。だからそこがないと、今日示されたものについては、これはもちろん参考にさせていただく部分があると思いますけれども、このまま両方をいっぺんにやっていると、我々のほうはまだ全然部会の中で固まっていないので、どういうふうに役割をやっていっていいか、そこはちょっと難しくなる部分があります。

だから、もう少し論議の進め方を、時間的なことを考えて、次に何をすべきか、どういう方向なのか、ちょっと出していただければと思います。

(委員長)

Eさん、これをちょっと行政部会の方にもちょっと回して。Eさんから、割とこれもうちょっと、私どもの方には一番最初に出していただきましたよね。その後、Cさんのほうから。これは皆さんお持ちです。一応、これをもう一度。

(D委員)

だからこれはもうね、ただほら、今はワークショップをやっているから、大きな骨子をきちっと整理していかないと、それを骨子を分けてまた中項目をつくるとやっていると、細かい話は全部出ているわけだから、内容的なものは出ているから。それを整理するということで。

(E委員)

先生のアドバイスでね、葉っぱが大事だったのですよ。こういう柱をやってそれに当てはめていくということではなくて、葉っぱをダーッとぶち込んで、書いて、ある程度グルーピングしたりして。だから、似たような言葉も中にはいっぱいあるので。それを少し整理しなくて

はいけない。

(D 委員)

結果ね、ここから骨子を分けて、それからこういうふうに行くと思うので。

(E 委員)

その葉っぱを、この中で当てはめていかななくてははいけない。

(C 委員)

ではね、基本的にこの構成でいいという、その合意が本会議をしていないから。

(E 委員)

そうそう、だから、それを求めているのだから。

(C 委員)

そうそう。

(D 委員)

済みません、でもね、ここまでの細かい構成になると、ちょっと私はまだよくわからないので。次回の部会でその骨子で分けて、それで中項目に分けて行って、そこでできたものところらとをつき合せてみたいと思います。

(E 委員)

僕もね、ひな形というかある程度の枠がないと、それをやってみてそれがどうしてもこの中に当てはまらないと。うちが持っているアイデアが。それは、次回のうちの部会で僕は提示しますよ、問題提起しますよ。これに則って整理を始めたけれども、これとこれとこれは、5つぐらいはどうしてもこの中に入らない、というようなのが出てくるかもしれない。出てくるでしょう。

(C 委員)

先ほどの境港市の担保などは、本当にどこに入れたらいいかなと先ほど考えていたのですよ。

(E 委員)

担保というのは、言葉で言うと評価ですよ。評価システム。

(D 委員)

だからこれは、全部その3つの中に入るのですよね。

(E 委員)

(6-2)で「市民参加評価委員会の設置」とあるではないですか。こういうことを、境港市の参考例でもね。

(C 委員)

私は、推進と評価は分けたほうがいいと思います。

(D 委員)

一応ね、でも最終的にすり合せするのは、こちらがもう少し詰めてから……

(E 委員)

もちろんですよ。だから僕が作ってきたものを皆に叩いてもらって、うちの部会として合意ができたものと、こちらとで。

(D 委員)

そうそう、それでちょっとつき合せてもらう。今の段階ではちょっと。

(J 委員)

申しわけない、若干こちらは少し、そういうレベルでいけば遅れているのかなと思った。まだ宗像市にしても境港市にしても、我々の部会そのものの判断では、ここまでせっかく葉っぱから始めた論議がど

こまできちっと合わせられるかということ、そこまでやっていないのですよね。だからそれをやった上で、今出されたものに対して、せっかくCさんがここまでお決めいただいたのですから、これは尊重しなければいけないと思うのですけれども。

(C 委員)

3の中身はね、自由にそちらで決めていただいているのですけれども。3のところはね。

(D 委員)

いや、そういう中身ではなくて、全体の構成もほぼ同じだと思うのですけれども。もう少しね、こうボトムアップでやっているの、先に全体ありきではなくて、そこから自分たちの方法でやっていくという形でやっているから、やり方として、そういう形だから。もう少し納得、いきなりこれが出てきて。もう少し納得がいったら、では結果こうなったねという形になればいいと思う。

(E 委員)

一番最初は、僕のドラフトが。

(委員長)

これには、二重丸というのはまとめをやる場所、丸が詳細検討主体、つまり主体となって検討する場所。三角が僕の意見といいますか、ほかの部会に対して、こういった要望を出すとかですね、そういった意見を絡む場所。バツは、それぞれの部会で検討対象外と。というような形での表になっております。

(E 委員)

これの中で、5番に協働というのがありますよね。先ほど私が、3番目に協働の概念の定義みたいなものを、現にね、全員で合意したいというお話をしたのですが。ここで言う協働というのは、具体的に言うとうどんという場面を想像されるのでしょうかね。指定管理者制度とか業務委託というものは、入るのですか。

(C 委員)

そういうのもありますよ。それも条項として入ります。

(E 委員)

入るのでしょうか、だから非常に広い意味でとらえているわけですね。それから例えば先生が言われている、地域の課題などを市民自らが提案して解決策を提案するという提案制度みたいなものも、入っているのですか。

(C 委員)

もちろん、だから先ほど言いましたよね、地域のほうからまちづくり計画をつくって、上に……

(E 委員)

うちの部会としてはね、そうやってしまうとごっちゃになってしまって、今まで使い古された大きな概念の中に埋没してしまうから、今のものは。だからそういう意味で特別な名前をつけたいと。そういうことなんです。できればごっちゃにしたくないのです、我々の部会としては。それは、承知しておいていただきたい。

(委員長)

これは関谷先生が、概念が少し違うというか、協働というのは手法であって、問題解決のための組み合わせとかそういった手法であって、解決すべき問題といいますか、手法としての問題はあるけれども、少し違うのではないかという、そういう位置づけ、考え方をされているのですね。

(E 委員)

それはだからね、一般的に、今まで使われている、今までのままの中に新しい協働提案制度というのが入ったとすれば、それは今までの概念に埋もれてしまうのですよ、今おっしゃったような意味で。みんなそう思っているのですから。

(D 委員)

どちらかというところ、今までの協働、本来の協働ではないかもしれない今までの協働というのが、何となくやはり下請け的とかそういう感じになっているのではないか、ということ。

(E 委員)

僕がそこで大事にしたいのは、先生が言われた……

(委員長)

実態としてそういった形になっているから、そういうふうに見られるところはあったけれども。

(E 委員)

ただこここのところは、我々が提案しようとする協働提案制度というのは、先生のをそっくりいただいているのですけれども、市民自らの発想で、市民イニシアティブなのです。地域の課題とか、テーマ別の課題を市民自らが提案する制度なのです。それと、業務委託とか指定管理者制度とごっちゃにはされたくないのです。これは明快に分けたいのです。

(C 委員)

だからそこでね、図を本当は見せればいいのですけれども、要するに「いろんな課題を協働でやります」と言いながら、市が発案する協働と、それから市民が発案する協働と、二つあると。

(E 委員)

そうです。だからそれを明快に分けたいのです。だからそのために、一つで、十把一絡げで、「協働」という言葉を両方に共有して、両方に使いたくないのです。

(D 委員)

だから指定管理者、まあ本当に具体的に言うと指定管理者制度とか

業務委託みたいな、そういうものが協働だというふうにかなり書いてあるけれども。

(E 委員)

今までは皆そういうふうに使っているのです。だけど今度ここで僕たちが提案して、部会で提案しようとする提案制度というのはそうではなくて、市民自らの発想のね、先生が一番最初に言われたような、市民自らの発想で、市民自らのテーマを、自力で自分たちだけでは解決できないから、市と一緒に解決しませんかという提案なのですよね。だから今までのようになかった提案制度ですから、ちょっと名前を変えたいのです。「協働提案制度」にしたくないのです。

(委員長)

そのときの、市民自ら発想したというのを、相手先はどういうふうに考えているのですか。協働の相手先。それは、行政ですか。

(E 委員)

行政です。自分たちだけでは解決できないから、弱いので、弱い部分を行政さんが力を貸してくださいと。行政さんが持っていない弱い部分は、市民のほうで出しますと。お互いに、強いものを出し合って、弱いものは補完し合ってやりましょうという概念なのですよ。

(委員長)

その組み合わせのところで、今、市民発想で、市民と行政とやる、この比率というのは、実は、ピンからキリまでではないですけども、1から100までなのです。比率が変わると。だからそのどこで線を……

(E 委員)

90対10でも、10対90であっても、協働ですよ。

(D 委員)

だから比率の問題ではなくて、手法の問題として、指定管理者制度

とか、受注者、発注者と市民の関係ではないですか、指定管理者制度とか業務委託というのは。だからそれを「協働」と呼ぶのかというか、「協働すること」ということになるのかといったときに、それはかつてそういう協働というのは、今もいっぱい言われているけれども、そうではない協働のあり方みたいなのももっと目指していこうよ、という形の協働として。

だから比率は例えば、もう行政のほうがかなりたくさん担うかもしれないし、市民のほうがかなりたくさん担うかもしれない、その問題ではないのですよね。協働のやり方の方法としての指定管理者制度とか、それはそれでありなのですよ。指定管理者制度も業務委託もありなのだけれども。

(委員長)

でも特に、それは同じようなことが実は、市民対市民の協働の場でもあるのですよね。

(E 委員)

それとは違う。

(委員長)

全然違うというか……

(E 委員)

市民と行政との連携で、課題を解決しましょうと。市民の感じている課題を、市は感じていないかもしれないけれどもね、行政は。我々は感じているから、こういうところに問題があるよと。

(C 委員)

それは、コミュニティ部会もそういう考えですよ。要するに、我々が主体的に問題を解決していくから、要するに我々が投げかけて行政も動いていく。

(E 委員)

主体が市民だから、これはむしろコミュニティ部会のほうのマスターではないかなと思ったりしているのだけれども。

(J 委員)

結局、「協働」の定義というか解釈で、我々の部会で一番論議になったのは、今、市が使っている「協働」というのが、流山市政にある意味で一部であってもおりている。その前提に立って、我々が今考えている条例の中にある「協働」は、制度設計まで考えている提案制度ということが生きてこないし。これがある意味での、今回の今つくろうとしている条例の中の流山市固有の、まあ目玉といいますか、そういったものの1つにしたいと。そういう中での論議をやって、つくっている途中なのです。それを今できればこの全体の中でもって認めていただきたいという、そういう段階にあると私は思ったのですよ。そういう意味でお話ししている。

(E 委員)

そう、だから認めていただきたいというのは、お互いに「協働」という言葉を使うときに、その辺を相当意識して使わないとごっちゃになってしまうのではないかと、という心配です。

(D 委員)

だから、業務委託も指定管理者制度もありなのです。それも「協働」として位置づけしないで、ということなのであります。それは十分にNPOが、指定管理者になったというNPO、それは十分にありなのですけれども。それを妨害しないでくださいという…。

(E 委員)

広い意味の「協働」で今使われているわけですよ。庁内の言葉かもしれないけれども、民間で言われているアウトソーシングみたいな発想で出している業務委託なども、広い意味で「協働」だという話が聞こえてくるのですけれども。

(委員長)

それで、これに戻りますけれども、Cさんの整理で「協働」で、市政における協働というのは行政部会で、地域活動における協働というのはコミュニティ部会で、それはOKですね、検討しようということ。その提案を含めた中に。

(D 委員)

そうなんですけれども、だから先ほど私が質問したように、コミュニティ同士の協働はもうそちらにお任せなのだけれども、コミュニティと行政との協働というのは、先ほどここに、入っていますよね、当然入らなくてはおかしいですよ、当然ですよ。

そうしたときにこれが、これはもう本当に、お互いとしての理念的な話として入っていますよね、これは理念ですよ。理念は多分共有しているのですよ、私たちも市民主体だしもちろんそれだから。理念的なところで入っているけれども、それをより実効性のあるものにしてしようとしたときの協働というのは、ちょっとここでは見えないですよ。それで今伺ったら、指定管理者制度も業務委託も、それも協働だよという話になったので。

(C 委員)

まあ広くとらえているから。「協働」という言葉をね。

(D 委員)

だからそうするとちょっとやはり、コミュニティと行政はそういう協働であってと言ったら、ちょっとそこはかなりずれますよね、NPOも……

(E 委員)

わかりやすくね、市民同士の協働、自治会と自治会とか、自治会とNPOとか、そちらはコミュニティ部会でやっていただいて。行政が絡んだ協働は行政部会のほうに任せていただく。というような区分けをしないと、何かちょっと少し遠慮してしまうから。

(C 委員)

それとね、逆にこちらが言いたいことを言うから、どこかで調整すればいいのではないですか。

(D 委員)

これがね、最終的にまだもうちょっと調整の余地があって、今日ちょっとそういう議論を出し合ったから、ちょっとお互いにもう一度考えて、そちらのほうも、例えば制度設計するときになると、そこまでのものすごく明確に詰めていかないと制度設計できないから。それでこちらは結構詰めているのですよね、その部分で。そういう形で、もうちょっとコミュニティのほうは、この相対的な理念としては、私たちもちろん抽象的な話としてはそれはお互いに趣旨は同じだと思うのですけれども。

(C 委員)

総合計画に考えるというのは、具体的に入れたつもりだったのだけれどもね。

(委員長)

ちょっと御意見、I さん。

(I 委員)

僕もこれを読んで、前回うちの行政部会でもかなり協働について概念がどうなのだと。実際に今、流山市でも協働、協働と使われていても、この宗像市に書いてある協働の概念、業務委託ですとかアウトソーシングをただ「協働」と言っているだけなので。そうではなくて、一緒に課題を取り組んで、比率は違うけれども行政と市民が対等なところで解決すること。ところが、僕も今日のCさんの資料を見て、概念は同じだなというのはある程度認識できたので、ただその、外部委託の協働というところと明確に分けるということは、ちょっとそれはお互い、まあうちのほうではそういうふうな考えにしていこうということにはなったので。そこは、コミュニティ部会のほうでも一応検討はいただきたいな、というふうに思うのは同じですね。

(委員長)

はい。

(C委員)

それは、分ける必要はありますか。

(E委員)

いや、僕はぜひあると思います。そうじゃないと、今までの大きい広い意味で使っていた、アウトソーシングや業務委託や指定管理者制度まで入れた、そういうものも入れた「協働」と、今度は我々が市民発意でやると先生が言われているような、地域のテーマ別の課題とか、地域の課題とかを解決していくという手法ですよ、提案制度というのは。それとがごっちゃになってしまう。

(C委員)

一応、自治基本条例では「協働」の定義をできてしまっていますね。

(D委員)

していますよ。それでいいのですよ。

(C委員)

その中に、今のは入らないのですか。

(D委員)

いや、これはもう趣旨の抽象論でしか入っていないから、そこまでどういう協働かというのは。それで、自治基本条例の議論過程では、市民サイドの議論過程の中では、やはりそういう問題が起きていて、そういう協働のあり方はいけないから、よく徹底的に話し合っただけとか、お互いに協議してとかという言葉も、抽象的だけれども入れているのですよ。そういうことを、今の協働のあり方みたいなのところにはかなり市民レベルでは疑問があって、議論レベルでは疑問があったから、そういうことをより、言葉として入れたいということ。

(C 委員)

では、逆に市民参加条例で「協働」を新たに定義し直したから。

(D 委員)

そういうことですよ。定義は同じではないですよ。

(E 委員)

今までどおり使ってもらっていていいのですよ。ただ、我々が提案するような、ここで言う、先生が話している狭い意味での、いろんな市民の発意での提案制度を、「協働提案」とは呼んでほしくないのです、呼ばないでほしい。そこをだから明快にしたいのです。今まで使っていたのは、使っていた概念で使っていたいて結構です。それをひっくり返すわけにはいかないから。

(C 委員)

というか、今の行政が使っている「協働」よりは私は広くとらえているのね、「協働」を。

(E 委員)

どういう概念、どういう意味ですか。

(C 委員)

だから、コミュニティにおける協働とかね、それからコミュニティ間の協働とか、そういったことも含めて「協働」というと。

(E 委員)

それはいいですけども、僕たちが付款しようとしている、今回の条例の目玉に私たちは考えているのですが、地域の課題、テーマ別の課題を市民自らの発意で提案するという制度。

(C 委員)

ああ、市民発議の協働提案が、「協働」と呼ばれるとちょっと……

(E 委員)

それを「協働提案」とは呼ばないでほしいと。今までの「協働」という概念の中に埋もれてしまう。

(委員長)

というよりは、今までの「協働」の概念を、やはりここで変えていくということですよ。

(E 委員)

いや、それは変えられないですよ。

(I 委員)

それが変えられないので、新しいネーミングでという、ここにはパートナーとしてやっていくというのを。結局、ここを自治基本条例で「協働」といううたい方は、今話しているような考え方ではうたわれてはいるのですけれども。実際にはもう指定管理者制度などで使われていることが多いという考えで……

(委員長)

流山市だけを見るとそういうことが言えるかもわかりませんが、国内での「協働」の使われ方というのは、いろんな使われ方があるわけですよ。

(E 委員)

今までどおり使っていて一向に構わないのです。構わないけれども、今度ここで提案する、今度の流山市市民参加条例の中で提案する「何とか提案制度」、今は言葉がないから「協働」となっていますけれども。それを「協働提案制度」にはしたくないと。何かほかの名前で区別をしたいと。そう言うことができる。

(D 委員)

そうするとね、「協働」の定義は別に自治基本条例の中にあるわけですから、それ以上に別に細かく踏み込む必要はなくて。そこで、そ

れを含めて今度はコミュニティの協働というのは今までなかったわけですから、それをプラスアルファして。それ以外にこういう制度、市民何とか協働何とかパートナーシップ提案制度みたいな形の制度を位置づけるというふうにやっていけば……

(E 委員)

これを説明する文言の中で「協働」という言葉は出てこないと思いますが、まあ説明がつかないかもしれないから「協働」という言葉は使うかもしれないけれども。ネーミングとしてね、「協働提案制度」という名前は避けたいと。

(委員長)

わかりました。それは今度は具体的なネーミングを、後でまた全体で検討するという形で。今日は協働についてのというのは、この辺りでちょっと。

(E 委員)

ただ、うちはその考え方を進めますので、また後でとりあげられるたびにひっくり返されるような御意見をいただくと、我々がやったことが無意味になりますので、そういう意味できちっと一回検討していただくようお願いしておきたい。

(D 委員)

ちょっとね、Eさんの場合に、協働については制度設計だけのネーミングだけでいいのかということと、ちょっと問題が2つあるような気がするのですね。協働のあり方みたいな協働の、協働をね、今の指定管理者制度も業務委託も協働というふうにひっくるめた協働で、でもそのパートナーシップ提案制度だけはこういう別のものだよというふうにするのか。

(E 委員)

僕はそう思っている。

(D 委員)

それとも協働自体を、では協働という言葉も、もう今まで具体的には協働の趣旨とか定義はほぼもうどっちにしろ同じなのだけれども、その協働のあり方みたいな、あり方というか協働として、業務委託も指定管理者制度も含むという協働で、考え方としてはいいのですか。

(E 委員)

僕は現状妥協案みたいだけれども、それをひっくり返すことはなかなかできないでしょう。

(副委員長)

でもその点については、行政・議会部会でちょっと持ち帰って検討しませんかね。それでその結果を持ってくるような形にしておかないといけないのではないのかな、と思うのですけれどもね。

(D 委員)

いや、ちょっと待ってください、行政・議会部会で持ち帰る前に、協働のあり方みたいなものの、やはりそこは行政・議会部会で持ち帰るだけではないと思いますよ。だって協働というのが、業務委託も指定管理者制度も含めて全部協働かどうかという部分のところの、そのところが全体の問題として大きく引かかるわけですから。それは協働というのは……

(C 委員)

基本的には、私などは自治基本条例の「協働」の定義でいいだろうと思ったのです。だからこの定義でいけば、「連携して協力して活動する」ということだから、何でもいいのでしょう。

(E 委員)

何でもいいことになると、僕たちが提案するこれもその中に入れてしまうわけですよ。

(D 委員)

だからこれは別立てでそういうふうに、それは簡単に私は反対にできると思います。

(C 委員)

だから名前を変えればいいのではないですか。

(D 委員)

名前を変えればいいから、それはそれで全然もう、それは行政・議会部会で考えればいい話なのだけれども。協働ということのときに、ではそういう定義でいいのかといったときに、具体的なところまで踏み込む必要はないのですよね。指定管理者制度だの業務委託だの何だのということが、現実の協働のあり方としての協働をやるときの具体的な方法として、指定管理者制度も業務委託も協働ですよという今までの部分で使われ方でいいのですね、ということ。

(E 委員)

僕はいいと思う。

(C 委員)

それはだから、方法としては残るでしょう、指定管理者制度も。

(D 委員)

いや、指定管理者制度、業務委託はあるのだけれども、それを「協働」にくくるかどうかというのは、市民参加条例の中で私は反対に。それでね、この大きな骨子で協働というものが1つの骨子になるのだったら、市民参加条例の中でそういうものを私は位置づければいい、制度設計ではなくて位置づければいいと思うのですよ。自治基本条例の考え方は、どうにでもそれはできると思うのですよね。別に、業務委託、指定管理者制度、そんなことは書いていないわけですから。

(C 委員)

行政発案型も「協働」に入るという理解でいいのではないですか。

(D 委員)

それでよければいいし、という。

(E 委員)

まあちょっと抵抗はないことはないけれども。

(D 委員)

ないことはないのだけれども、ではそれはその辺で収めて。あとは、だからその辺をどういうふうに、ここで私はやはり議論して、ではないことはないのだけれどもまあその辺で落ち着きましょうかといったら、あとは行政部会の問題だと思うので、そこは全体の問題だと思いますから。

(C 委員)

指定管理者は、あまりコミュニティ参加部会には……

(D 委員)

だってNPOとかコミュニティが指定管理者になりますよ。

(C 委員)

それはどちらかという行政部会のマターだということだから。

(委員長)

はい、では関谷先生お願いします。

(関谷先生)

ちょっと議論を伺っていて、幾つか確認をしておいたほうがいいかなと思うのですけれども。1つはまず、条例をつくるに当たってやはり骨格は必要なので、とにかく今日の段階で骨格の合意形成をしておいたほうがいいと思います。私のイメージは、Cさんが後から配ってくれたこの「市民参加条例の全体構成案等」という、これの柱がこれは1から7までなっていますけれども、柱は僕も何となくこういうイメージは持っていました。その中の、細かな部分は多分まだこれから

だと思いますので、まずこの柱でいいかどうかという確認を1つしておいたほうがいいのか、というふうに思います。

前文があって、総則、理念的なものがある。その後、私のイメージだと、この3、4が全部とにかく市民参加で、枝葉として行政参加、議会参加、コミュニティ参加というものがある、というイメージなのですね。その上で、今5となっているところに、協働というのを入れる。これ、協働というのを別立てにするというのは、私は賛成なのです。つまり協働というのは、行政との協働、議会との協働、住民相互の協働、全部あるので、というふうに理解できるので。そういう意味では、別立てでその手法を特化する、それを位置づけておくというのも、ありかなと思います。

この「市民参加の推進のために」という表現が、私は「組織」というふうに位置づけたらいいのかなと思っていて。これは、例えば全市コミュニティ委員会でしたか、というふうなものもそうですし、それはコミュニティベースだとするならば、市民参加というものが本当にこの流山市できちんに行われているかどうかという、そういう第三者機関的なものがもし必要であるとするならば、そういったものも含めて、「組織」というものをちょっと設けておく、ということもありかなというふうには思います。最後は雑則・附則でいいと思いますけれども。大体まずそういう骨格をちょっとまず合意形成しておいたほうがいいのか、というの、1つと。

それから、協働の話が大分出ていましたけれども。今言ったこの市民参加の3つですよね、行政参加、議会参加、コミュニティ参加。これは完全に住民発の、住民から出てくる参加ということで、完全に住民主導ということになるわけですから。

協働というのは、これは少し理解の幅が出てくると思うのですね。1つは、もちろん市民主導でいくという部分と。それから、両者の応答的な関係の中でとらえていくという意味と。多分両方あるのだと思いますけれども。それで、私も前々から全国にいろんな参加条例とか自治基本条例で「協働」という言葉が使われていることに対する不満があるのは、ほとんどの定義が連携・協力だけなのです。連携・協力だけをうたっていたのでは、これは協働にならない。というかむしろ、先ほどから出ているように、行政の下請け的な意味で使われてし

まうのは、非常に形骸化した協働の現状というのがほとんどです、はっきり言ってしまえば。

だから、私などは流山市でこの協働ということをやろうのであれば、一步前進すべきだと思います。その前進する内容、ポイントをどこに置くのかということですが、まず定義といいますか、これは別立てで章を立てるとすれば、ここにある程度「協働」の定義というか内容を描いておく必要があると思うのですけれども。今も流山市の自治基本条例は、やはり連携・協力ということですよ。これをもしこの市民参加条例に入れるとすれば、1つは「市民自治に基づく協働である」ということをまず明確に設けるということですね。今、自治基本条例上は、そう解釈できるけれども、そうではない解釈もできてしまうので。この市民参加条例でまずそこを明確にうたってしまう、ということが1つあるかと思います。「市民自治に基づく協働」、逆に「市民自治に基づかない協働は、協働ではない」というふうに考えるやり方は1つあるかなという、あります。

それからもう1つ、まあそれと矛盾はしませんけれども、協働というのは要するに、意味内容としては、公の部分と私の部分というのをある程度見直しながら、先ほどゼロから100までという話が出ていましたけれども、その両者の関係とかあるいは比率、割合、ウェイトとかいうことも含めてですね、その関係をどうとらえていくのかというのは本当に幅が広いので。その幅を、例えば行政と住民であれば、行政と住民の間の協議でもって協働の形を決めていく、という項目を入れたらいかがでしょうか。

だから要するに、協働というのは応答的關係なのですね。先ほど言った市民参加の3つは、市民発なのですよ。でも協働というのは応答性なのですよ。だから、私はその応答性という部分を特化するとするならば、協働というのは別立てで、別章立てでいいのかなというふうに思いますけれども。その応答性ということ、協働の1つのポイントに置いてもいい。

ただその応答性の中で、要するに、住民と行政との協働であれば、両者の協議を通じてどういう役割分担をするのか、そういう話になると思いますし。議会も同じことですよ、住民と議会との協働であれば、両者の協議の下に、協働の具体的な取り組みを見出していくとい

うことですかね。そういうそれぞれの協働する間に、協議を通じたある程度のプロセスと決定というものを、ここで明確に入れておくといいのかなと。

そうしますと、先ほどEさんがおっしゃっていた、提案制度というのをどういうふうに位置づけるのかというのは、幾つか可能性があると思うのですね。1つは、例えば市民参加の行政参加のところに、そういう市民発の提案制度というものを明確に組み込んでしまう、ということもあり得ますし。それから、この協働というのを別立てでやったときは、応答的な関係を通じながらその提案をする。その場合は、市民提案型の協働事業もあり得るでしょうし、行政が提案した場合の、両方からの提案制度というのはあり得ると思うので。

(E 委員)

例えばうちの部会は、制度設計でも両方挙げているのですよ。市民からの提案、それから行政からの提案、というのは挙げているのです。

(関谷先生)

とすれば、私が今言ったこの(5)「協働」の部分の中で提案制度を位置づければ、両方可能なのかなと。それは、まさに協議を通じてとらえていくようにすればいいことで。逆に、そういうふうにならなければ、私は、指定管理者制度とかその辺は、おのずと協働から外れてくるのではないかと、というイメージがあります。

今、ほとんどの指定管理者制度とかアウトソーシングというのは、行政主導なのですね。ですから、まあその部分も広い意味では協働というふうに、一般的な理解が含められて、とらえられていますけれども、私もそこは区別すべきだと思っています。ただもちろん、アウトソーシング的なものを、先ほど言った協議を通じながらとらえていくのはありだと思うのですね。行政主導のアウトソーシングはあり得ないということですから、その点だけを押さえておけばいいのかなというふうに思います。それでどうでしょうか。

(委員長)

はい、ありがとうございました。先生、ちょっとお聞きしたかった

のは、この3、4を1つに、今はこの3、4というのは、3はいわゆる行政、行政部会という、行政がという、ですね。4の方は、コミュニティがという形になっているのですけれども。今の先生の説明で、3、4はいわゆる市民主体、市民参加という意味からすると、これは……

(関谷先生)

広い意味では、両方「市民参加」なわけですがけれども。その中で、行政議会への参加というカテゴライズと、それからコミュニティへの参加というカテゴライズ。広く言えば2つ、ちょっと細かく言えば3つあるということですね。

基本的にももちろん、Cさんが出されているこの3、4の分け方も全然いいのですけれども。

(C委員)

私は、分けておいたほうがいいのではないかと思います。そうしないと、審議会のこととかパブコメがどうだとか、たくさん出てくるから。

(D委員)

分けたほうがいいですよ。それは分かりやすいと思います。そのほうがいいと思います。

(E委員)

先生、ちょっといいですか。先ほど3のほうに、推進のためのいろんな部署を置くとかというのは、組織と審議会とか、組織として別立てにしたものという、そういう意味で言っているのですよね。

(関谷先生)

そうです。もちろん組織というと、どういう単位の組織かもあるかと思いますので、この3、4、5の中に入れたほうがいいものは、入れたほうがふさわしい場合にはそこに入れてもいいと思いますけれども。あと全市にかかわるようなものについては……

(D 委員)

だから、市民参加推進の組織とか、そういうふうな形で、それでいいのね。審議会は違う、こちらのほう。

(関谷先生)

審議会は多分、行政参加だと思うのですね。

(委員長)

今、先生から提案がありましたように、Cさんから出されたこの骨格ですね、基本的にこれを踏まえながら進めるという……

(E 委員)

要は、先生のアドバイスを受けながらいきたいと思います。

(C 委員)

先生にちょっと1つお聞きしたかったのはね、前に先生は「条例のフローチャート化」とおっしゃいましたよね。だからフローチャート化を何か考える必要があるのかなと思って、これでいいのかどうかと迷ったのですよね。

(関谷先生)

だから、チャートは基本的にこれでいいのですよ。あと、これが要するに柱、骨格になるわけですから、あとここから枝のように、どういった手法があるのか、またそれと、あとどう運用していくとどういうことができるのかというのを、枝葉のように伸ばしていけばいいと思いますし。逆に言えば、部会のほうで葉っぱのほうをやられている部分もあると思う。だからそれを逆に流していくと、それがこの起点のうちのどこに位置づけるのが一番いいのか、そこは両方からやはり考えていっていいと思います。

(委員長)

先生、先ほどCさんの説明の中で、全体部会といいますか、私とA

さんのほうでということでも話し合い、実は今日は間に合っていない
というか、できておりません。ちょっと言いわけですけれども。大和
市であったり、宗像市もそうなのですが、宝塚とか八王子とかいろん
な市民参加条例を、これをまとめるためにちょっと検討してありまし
て。あるときにぶつかったのは、自治基本条例で特に定義というのは
きちんと個々に出されているわけですよ、流山市の場合は。ところが
大和市の場合は、自治基本条例があって、その上で市民参加という
ことができている。ほかのところはまたそうではなくて、非常にこの
内容は、自治基本条例があるなしで、実はこの中身というのは、いろ
いろ考慮、配慮せざるを得ない、というところがあって。ちょっとパ
タッととまって、今そのままになっていると。今日の議論の中で大分
見えてきましたので、これは早急にちょっとまとめていくように、ま
たあらためてやりますけれども。現在そういう状況だということ。

個々にあります全体部会のところは、これからこれに沿った形で
それを踏まえて、自治基本条例を勘案しながら案をつくっていきたい、
というふうに思っています。それではこの基本的な、これを参考にし
ながらまたそれぞれの部会で進めていくということにしたいと思いま
す。

今日はですね、これはコミュニティ部会に、あるいは全体にも関連
しますけれども、先日、コミュニティ審議会から提案されて、そして
市のほうで地域まちづくり協議会に向けて流山市全市コミュニティ推
進委員会がこの17日に第1回の会議が開かれました。この全市コミ
ュニティ推進委員会と、この市民参加の活動というのは結構リンクし
て、密接に動く形になると思いますので、その全市コミュニティ推
進委員会の委員長さんから、委員会の報告をお願いしたいと思いま
すので、よろしいですか。

(全市コミュニティ推進委員会委員長)

17日に今お話のありました全市コミュニティ推進委員会が発足い
たしました。今日主な議論をしております「協働」ということの具
体的なものとして、市の倉田部長、社協の事務局長、それから今日も出
席されている先生にも委員になっていただきました。それからコミュニ
ティ審議会も4年ばかりやってきておりました私とか、Cさん、B

さん、あるいは公募の方4人ほど10人で、委員会が船出いたしました。

今後は主に地域まちづくり協議会、これは概ね小学校単位でつくることを主な目標として、つくる支援を目標として活動していきたいということで。今年の既に予算が、モデルまちづくり協議会の予算がついておりまして、いいモデルができるようにまずは努力するというところで、船出をいたしました。

当参加条例の委員会とも、非常に内容的に密接な関係があるかと思いますが、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

(委員長)

どうもありがとうございます。委員会には、Jさんも委員になっていただいておりますので、よろしくお願ひします。

(E委員)

ちょっと確認なのですが、全市コミュニティ推進委員会というのが結成されたのですか。その目的は、地域まちづくり協議会の設立の支援。

(委員長)

そうですね。それだけではないのですが。

(E委員)

今回は設立することが目的なのですか。設立を支援することが目的。

(委員長)

支援ですね。行政マンと我々の一緒になって、まさに協働の1つの形、典型的な形かなと思っておりますけれどもね。

(E委員)

ちょっといいですか。私の意見は、結構なことだと思うのですが、私も、ワンオブゼムだと思うのですよね、そこがすべてではないと。ですから、ほかにもいろんな地域なり、ソースなどがあります

ので。この市民参加条例の中に、このまちづくり協議会だけを特別と
り上げるとかね、そういうことはちょっと避けたいなど、こう思いま
すけれども。私はワンオブゼム、いろんな団体がある中での1つだと。
ただ、大きな地域コミュニティを活性化する推進力にはすごくなるの
で、いいことだと思いますけれども。市民参加条例全体にすごく影響
を与えるような取り扱いは、避けたほうがいいのではないかなと。ま
あ私の意見です。

(D 委員)

ちょっと、こちらのほうの内容とも関係してくると思います。

(委員長)

では、議題(1)のことについては、これで終わりたいと思います。
議題(1)からもう全体の論点に入っておりますけれども。今までの
ところで、質問、意見、はい。

(D 委員)

先ほど、今も話題になったこのところで、コミュニティの中に急
に「地域まちづくり協議会を置くことができる」ということで書いて
ありますよね。それで、ちょっと私も読み込めていないのですが、そ
れと、全体のコミュニティに参加することができるというふうに、(4-2)
「参加の対象」というので、①「よりよいまちづくりに関わ
る地域課題解決のあらゆる過程及び……コミュニティ活動に参加でき
る」というふうに書いてありますよね。その辺は、これも含めた地域
まちづくり協議会なのでしょうか。何か、全体の中の位置づけが急に
ぽこんと出てきて、まあ「置くことができる」というふうに書いて、
置くことができるけれども今進めていらっしゃるわけですか、地域ま
ちづくり協議会を。

(全市コミュニティ推進委員会委員長)

そうですね。

(D 委員)

わかりました。それで、「よりよいまちづくりに向けて、コミュニティ活動に参加できる」と書いてありますね。これは、参加できるというのは、ある意味では地域まちづくり協議会に参加できるのかな、それともある種のいろんなものへ参加できるということで、単純にそういうふうに考えればいいのでしょうか。それと、わざわざ「参加できる」と言われなくても、参加していいのではないかなと思うのですけれどもね。ここで、「参加できる」と入れないといけないのかなと思ったのですけれどもね。

(E 委員)

私は思ったのだけれども、まちづくり協議会にもそういうことに参加すべきだしね、その母体となる自治会にも参加すべきだし、それから日常活動にも参加すべきだし、ですね。だからここであえてこのところにね、「市は、地域まちづくり協議会などが作成した「地域まちづくり計画」や課題解決計画を尊重し」なんていうことを、あえて僕は入れないほうがいいと思うのです。

だって自治会もあるしNPOもあるし、いろんな市民団体がいっぱいあるわけですから。そういうところへ参加するというのが、コミュニティ参加なわけでしょう。

(副委員長)

それだけ特別扱いしているのではないですか、という意味の目的ですよね。

(D 委員)

ある意味、突然ここでぽこんと出てきて、それで何か来ていて、それで最初的时候には何か「あらゆるコミュニティ活動に参加できる」と書いてあって。これは一体どういう関係で、それでコミュニティ活動、先ほどの質問に戻りますが、「コミュニティ活動に参加できる」なんて言われなくてもいいのに、なぜというふうに、ある種、思いますよね。それで、地域まちづくり協議会というものがどういうものか何かよくわからないのに、急にぽこんと出てきて、それで「尊重する」とか何とかなんて、唐突過ぎるなど。

(E 委員)

Cさんがいるところで……

(D 委員)

Cさんがいらっしゃるときに、私は質問しようと思っていたのです。ということです。

(E 委員)

当事者からはね、どうしてもそういう色合いが出てくるのでしょうかけれども、だからあえて私は言っているのですけれどもね。

(委員長)

ということよりも、現状はどうかと。つまりみんなが市民全体がもうそういうふうに参加できるという理解が通っていれば、あえて言う必要はないですけれども。いろんな機会がある度にそういうことを言えて、そんな形の1つとしてこういうことがあると。

(D 委員)

いや、だけど参加できると言われなくてもね。

(副委員長)

そこら辺は構文上の問題なので、また練るときに考えてもいいのではないですか。

(D 委員)

いや、それは考え方の問題として、この表現はちょっと。

(関谷委員)

委員長、ちょっと補足。私もその委員会のメンバーなので、ちょっとだけ補足をさせていただきたいと思うのですけれども。まさに今、Eさんがおっしゃられていたように、ワンオブゼムです、この地域まちづくり協議会というのは。ですからイメージ的には正に、自治会、

町内会であったり、NPO、ボランティア、ほかのいろいろな地域団体であったりという。だからそれぞれの場に参加できると。

私はやはり、できる規定はあったほうがいいと思います。つまり、自治会活動に参加したくても参加できない場合がある。それは権利上の問題ではないですよ、事実上の問題として……

(D 委員)

わかりました。だから、会のほうがオープンにしておくような環境をなさいよ、という意味の「参加できる」ですか。

(関谷先生)

うん、そうですね。

(D 委員)

だからそれは表現をちょっと変えてもらったほうがいいのだけでも。それならわかります。いつでも誰でも排除しないで参加できるような会、コミュニティですよという意味の趣旨なのですか。それだと文言がちょっと変えてもらった方が良いのだけでも。

(関谷先生)

もちろん、もちろん。

(D 委員)

そういう趣旨ならわかりますよ。

(関谷先生)

はい。基本的には、だからそれ以外は多分あり得ないです。ですからそういう形での、ちょっと文言はまあ今後詰めるとして、そういういろんな対策ができるということと。

あとこのまちづくり協議会というのは、これは横のつながりです。ネットワーク。だから、ここもちょっと今後の議論、というかモデル的なものをどう考えていくのかによって、相当これは詰めて考えていかなければいけないところだと思うのですけれども。これを何かガチ

ガチの組織体というふうにもし考えたとすると、少し違ってくるかなというところもありますので。私は、ゆるやかな事業実現体といいますか、そういうイメージなのですね、私が今のところ持っているのは。そうしないと、この組織にどういうメンバーが入って、どういう意思決定をしていくのか。ここに、Cさんが「地域代表制」と書いてありますけれども、これを入れるのは相当慎重に考えないと。それも今後の議論というか、モデルいかんによってくると思うのですけれども、ちょっと慎重な。

だから、いずれにしても横のつながりをつける一契機であって、それをどういうふうに具体化させていくのかというのは、いろいろあると思うのですけれども。あまりガチガチにした組織体だというふうにとらえなければ、あくまでもワンオブゼムということでの位置づけは可能であると。

(D 委員)

でもこの中から読み込むことは、なかなかちょっと、かなりガチガチの組織をイメージして、「おくことができる」という形で。これは文言なのかもしれませんが、趣旨としての部分と、あれとは少し……

(E 委員)

そこはCさんと一回議論しようよ。

(関谷先生)

そこはちょっと、それぞれの方々に描いていることが多分違うところがあるのでしょうから。

(D 委員)

だけどCさんがいらっしゃらなくても、何とか部会、コミュニティ部会の方がいらっしゃるわけですから。それは……

(副委員長)

意見として提示していただくのは大事ですよ。だけど内容としては

構文上の問題はそこは練っていきましょうよということです。

(D 委員)

構文上の問題ではないですよ、考え方の問題です。

(委員長)

Cさんがいらっしゃらないので。

(副委員長)

これ以上はやめましょう、この議論は。時間がない。

(E 委員)

私は単純に、特定の組織・団体名を条例の中に入れるべきではないと思っています。それはちょっと、僕はまずいと思うのですよ。もっと普遍的な、透明性のある公正的な条例でなくてはいけないわけですから。

(副委員長)

だからそこまでは、まちづくり協議会の位置づけが明確になっているか、というところの問題があるかな。

(E 委員)

まちづくり協議会というのをね、この市民参加条例の中であえて文言としてとりあげるのはいかがかなと思うのですね。

(D 委員)

それはだから全体の大きな問題としてコミュニティ部会は受けとめていただきたい、と思うのですね。Cさんがいらっしゃる、いらっしゃらないではなくて、ちょっとそれを今読んで質問ありませんか、というところから出てきた問題ですから。

(E 委員)

別に私はまちづくり協議会がきれいとか敵視しているとか、そうい

うのではないですよ。特定のという意味ですね。特定の団体・組織は入れるべきではないと思うのですね。

(委員長)

わかります、はい。ほかに、質問。Gさん、Hさん、何か御意見ございませんか。Fさん、特に何かありませんか。

今後のスケジュールという面からいきますと、6月28日にコミュニティ部会が開かれます。そして6月30日に行政・議会部会ですね。そしてその後は7月8日に各部会長と委員長・副委員長ということで集まりまして。そしてその次の全体部会が7月17日に401で行われます。

コミュニティ部会、行政・議会部会も、これは今5人ずつのメンバーになっておりますけれども、ほかの部会に、お時間があればぜひ参加してください。これはオブザーバーではなくて、それぞれの部員の一人として参加できますから。よろしくお願いします。

7月8日は、1時半からです。

(J委員)

8月7日の臨時というのは、これは初めて見た日程なのですけども。これはもう決定ですか。

(委員長)

8月7日の……

(J委員)

7月17日の定例会の次が、8月21日の定例会の間に、8月7日に入っていますかね。

(委員長)

これはもう、このタイミングでぜひもう仕上げということにしたいし、また関谷先生にちょっと無理をお願いして、お時間をここにいただけたということがあるものですから。よろしくお願いします。

(J 委員)

申しわけない、私はちょっと前から決まっているあれなので、私は
8月7日は……

(委員長)

それともう1つですね、8月21日に定例会、定例の全体会議が予定されておりましたが、この日は花火大会があって、この周辺が非常に混雑するということで、できましたらこの日はちょっと変更したいのですけれども。日程変更。

これは事務局案としては、代わりに……

(兼子事務局コミュニティ課長)

8月7日は臨時会になっているのですが、そちらに定例会のほうということで、もしよろしければと思っております。

(委員長)

定例会を中止ということで、2週間繰り上げるということでよろしいでしょうか。

では、オブザーバーの方に今まで発言の機会をあまりやっていただかなかったので、1分ぐらいでちょっとお話いただけますか。

(傍聴人)

僕は関谷さんに質問なのですけれども、先ほど「協働で3種類ある」と言いましたね。行政、議会、市民同士。

(関谷先生)

住民相互。

(傍聴人)

住民同士で、基本的に行政と議会というのは、公権力ですよ。公権力対市民という関係での協働というのは、こういう法令で規制されてしかるべきなのだけれども、住民同士というのはお互い納得ごとだから任意でやればいい話なので、ことさら「協働」でくくるというの

は、何か異なる感じがするのだけれどもね。その辺りどうなのですか。

(関谷先生)

いや、そこは定義問題だと思いますよ。

(傍聴人)

いや、定義問題なのだけど、ことさら述べる話ではない。民間のほうの話だから、決める話ではないし、勝手に用語を作って書いて、というところで一々そこまで踏み込んで、コミュニティ同士の中でのやりとり、これだって任意でやればいい。そこまで触れるというのは何か異なる感じがするので、その辺りよろしくということです。以上です。

(委員長)

はい、ありがとうございました。

(傍聴人)

皆さん御苦勞様です。ちょっとお話を聞いていまして、先ほどの協働という概念が、やはりEさんの言われているように、指定管理者だとか業務委託のようなことと、それから本当の協働とは別だと。指定管理者のようなことは、役所の下請け的な感じになりかねないので、協働ということはしっかりうたってほしいと思いました。以上です。

(全市コミュニティ推進委員会委員長)

省略します。先ほど。

(委員長)

そうですか。わかりました。それでは今日はちょっと9時まで時間がありますけれども、今日は早めに終わりたいと思います。サッカーも始まっていると思います。

(閉 会)